

42. 108. 03

商標法第4条第1項第8号における「政令で定める要件」の審査に関する具体的な取扱い

第4条第1項第8号のうち、「政令で定める要件」（以下「政令要件」という。）は商標法施行令において「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」及び「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」のいずれにも該当することとされたところ、この判断における具体的な取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、政令要件が具備されているかの審査にあたっては、職権による調査に加えて、出願人が願書中に「【その他】」欄を設けて政令要件を具備する旨を記載し、あるいは上申書によってその旨述べることを妨げない。

1. 「相当の関連性」について

「相当の関連性」の判断においては、登録後は氏名が商標として使用されることに鑑み、出願商標に含まれる氏名と出願人自身又は出願人の業務との結びつきの程度を考慮する。「相当の関連性」があるものと判断する場合とは、商標審査基準第3七、第4条第1項第8号の8.（1）に掲げる場合のほか、例えば、以下の場合が考えられる。出願時において当該氏名を含む商標を使用していない場合であっても、使用の準備を相当程度進めている等、使用していることと同視できるような事情が確認できる場合はこれを考慮することができる。

「相当の関連性」は、商標構成中の文字としての「他人の氏名」との関連性を求めるものであり、実在する他人として、拒絶理由通知等において「引用された氏名」の者との関連性を求めるものではない。そのため、当該他人の承諾を得ていることをもって「相当の関連性」が直ちに認められるものではないが、すべての当該他人から承諾を得ている事実があれば、当該他人の人格的利益を害するおそれは低いと考えられるため、これを「相当の関連性」があると判断する要素として考慮する。

なお、その使用及び使用の意思が明確でない場合やこの点に疑義がある場合には、必要に応じて追加資料の提出等を求めることがある。

(1) 「相当の関連性」があると考えられる例

- ① 商標に含まれる他人の氏名が、出願人の雅号、芸名又は筆名である場合
- ② 商標に含まれる他人の氏名について、芸能事務所たる出願人が考案した芸名であって、出願人と業務上の関係がある者が使用している場合

42. 108. 03

- ③ 商標に含まれる他人の氏名について、出願人がその氏名を使用した商品を製造・販売することを内容とするライセンス契約を当該他人と結んでいる場合
- ④ 商標に含まれる他人の氏名について、出願人が自己の業務に係る商品又は役務の出所を表示するキャラクター名として使用している事実がある場合

(2) 「相当の関連性」がないと考えられる例

- ① 商標に含まれる他人の氏名が、出願人の単なる思いつきにすぎないことが明らかな場合
- ② 商標に含まれる他人の氏名が、出願人の知人の氏名等であり、単なる私的関係にすぎないことが明らかな場合

2. 「不正の目的」について

「不正の目的」があるものと判断する場合とは、職権による調査の結果、例えば、他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的が、公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合である。

なお、当該他人の承諾を得ている場合、「不正の目的」がないものと推認する。

【参考】

○商標法施行令（昭和35年3月8日政令第19号）

（政令で定める要件）

第一条 商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。
- 二 商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。